

形質変更時要届出区域台帳

松江市

整理番号	整-28-01	指定年月日・指定番号	平成28年5月27日・形-01	所在地	松江市大輪町420番地1の一部	
調製・訂正年月日	平成28年5月27日調製、平成28年9月21日訂正(形質変更届)、平成28年12月6日訂正(搬出届出)、平成29年6月14日訂正(形質変更完了届・搬出完了届・第58条第4項第9号指定・一部指定解除)、令和2年3月4日訂正(法改正に伴う様式の変更)					
形質変更時要届出区域の概況	官公庁敷地			面積	500 m <sup>2</sup>	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出にあつては、その旨	土地所有者の意向により、法第14条第3項の規定に基づき指定した。					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	鉛及びその化合物に係る形質変更時要届出区域について、汚染土壤の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)が講じられた。(平成29年2月28日完了)					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨	法第58条第5項第10号に該当(自然由来特例区域)					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状況	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成28年4月22日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社 太陽建設コンサルタント
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了(報告)時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	平成28年10月7日 (平成28年12月26日)	平成29年3月27日 (平成29年2月28日)	汚染土壤の掘削・除去	島根県松江県土整備事務所	有・無	浄化(洗浄処理)
	平成30年10月10日 (平成29年12月18日)	平成30年11月1日 (平成31年3月7日)	杭打設及び土工事(掘削・盛土)	島根県松江県土整備事務所	有・無	区域内残置
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。